

## 4 入居資格の審査

「県営住宅入居申込書」に記載又はweb入力いただいた、「共通申込み資格」や「住宅の種類による申込み資格」および「優遇抽せん資格」等について、それらを証明する書類を持参していただき、入居資格を確認します。

- ・申込み世帯の状況によってはこれら以外の書類の提出を求めることがあります。
- ・資格審査当日は、不足書類があると審査することができません。再度お越しいただくこととなりますので不足書類のないようご注意ください。
- ・入居資格審査を無断で欠席した方や資格審査に合格した後に辞退した方は、次回募集以降1年間は申込みができません。

### マイナンバーカードをお持ちの方

入居資格審査時に提出書類が不足していた場合、行政機関発行の書類であればお近くのコンビニエンスストアや市役所で取得できる場合があります。念のため、マイナンバーカードをご持参いただくことをお勧めしています。

※コンビニエンスストアで証明書を入手するには暗証番号の入力が必要です。

### (1) 入居資格審査会場

都合により審査日及び会場が変更になることがあります。

申込（入居希望）市区町村 ※五十音順	会 場	日付・日時	担当 支所
小鹿野町、小川町、加須市、神川町、 上里町、北本市、熊谷市、行田市、 鴻巣市、秩父市、ときがわ町、 長瀬町、滑川町、羽生市、東松山市、 東秩父村、深谷市、本庄市、 皆野町、横瀬町、寄居町、嵐山町	熊谷文化創造館 月のホール 熊谷市拾六間 111-1 JR高崎線 籠原駅南口徒歩15分	8月17日（月） 午前10時～午後3時30分 （予定）	熊谷 支所
朝霞市、入間市、越生町、 川越市、坂戸市、狭山市、 志木市、鶴ヶ島市、所沢市、 飯能市、日高市、富士見市、 ふじみ野市、新座市、三芳町、 毛呂山町	ウエスタ川越 多目的ホール 川越市新宿町 1-17-17 JR川越線・東武東上線 川越駅西口徒歩5分	8月18日（火） 午前10時～午後3時30分 （予定）	川越 支所
上尾市、桶川市、春日部市、久喜市、 越谷市、さいたま市岩槻区、 幸手市、白岡市、杉戸町、草加市、 蓮田市、松伏町、三郷市、宮代町、 八潮市、吉川市	プラザノース 2階多目的ルーム さいたま市北区宮原町 1-852-1 新都市交通加茂宮駅徒歩 8 分 JR宇都宮線 土呂駅西口徒歩15分	8月19日（水） 午前10時～午後3時30分 （予定）	岩槻 支所
川口市、 さいたま市（岩槻区以外）、 戸田市、蕨市	プラザノース 2階多目的ルーム さいたま市北区宮原町 1-852-1 新都市交通加茂宮駅徒歩 8 分 JR宇都宮線 土呂駅西口徒歩15分	8月20日（木） 午前10時～午後3時30分 （予定）	大宮 支所

## (2) 入居資格の審査書類

※各種公的証明書類は、資格審査日を基準とした3か月以内に発行されたものが有効です。

### (ア) 申込み世帯全員に必ず提出していただく書類（①～④のすべて）

	種類	書類の内容	発行機関等	
①	住民票	世帯全員で、続柄の記載のあるもの 国籍や在留期間は省略していないもの ※マイナンバーが記載されていないもの	市役所等	
②	住宅の証明	○アパート（民営借家等）に住んでいる方 <b>賃貸借契約書</b> ※審査時点で契約期間内のもの（賃貸借契約書全ページの写し） ※社宅等で賃貸借契約書が無い場合は、貸主との <b>賃借を証明する書類等</b> を提出してください。	本人又は 不動産 管理会社	
		○親族等の家に住んでいる方（次のいずれかの書類） <b>家屋の固定資産評価証明書</b> ※共有名義の場合は、共有者すべてが分かるもの	市役所等	
		<b>建物の登記事項証明書</b>	法務局	
③	所得の証明	・入居を予定している全員分（申込時点で中学生以下の方は不要） ※総収入額が記載されたもの	市役所等	
		課税されている方		令和8年度 課税証明書
		課税されていない方		令和8年度 非課税証明書
④	納税の証明	・入居を予定している全員分（申込時点で中学生以下の方は不要） ※分納中など滞っている県民税・市町村民税がある場合は、入居が認められません。	市役所等	
		課税されている方		令和7年度 県民税・市町村民税の納税証明書
		課税されていない方		令和7年度 非課税証明書

※マイナンバーカードをお持ちの方

入居資格審査時に判明した行政機関が発行する不足書類をお近くのコンビニや市役所で取得できる場合があります。念のため、マイナンバーカードをご持参いただくことをお勧めしています。

※コンビニエンスストアで証明書を入手するには暗証番号の入力が必要です。

※生活保護受給者についても③④の非課税証明書が必要になります。

※不明な点については、お気軽に問合せください。[県営住宅課:048-829-2875]

(イ) 該当する方にのみ提出していただく書類

	区 分	書 類 名	発行機関等	優遇 番号
収入	令和7年1月2日以降に現在の職場に就職した方	給与支払証明書 (P24)	勤め先	
	令和7年1月2日以降に自営業を開業した方	以下のいずれかの書類 税務署長に提出した開業届の控	税務署 又は 事業者本人	
		事業所得等収支明細書 (P25)		
	令和7年1月2日以降に退職し現在無職の方	以下のいずれかの書類 雇用保険受給資格者証の写し	ハローワーク	
		勤務先の代表者等が証明した退職証明書 (P26)	勤め先	
	令和7年1月2日以降に自営業を廃業された方	税務署長に提出した廃業届の控	税務署等	
令和6年11月以降に、新たに年金を受給し始めた方	年金証書及び年金支払通知書の写し	日本年金 基構等		
在勤	県外居住者で県内に勤務場所のある方	在職証明書 (P26) (勤務先の代表者等が証明したもの)	勤め先	
世帯状況	事実上婚姻が解消した世帯	ア 必ず提出を要する書類 ・ 戸籍謄本 (親子別戸籍の場合は双方のもの)	市役所等	
		[ 外国籍で戸籍謄本が取れない方 ] ・ 独身証明書 (婚姻要件具備証明書等) 配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳	大使館等	
		イ いずれか一つ提出が必要な書類 ・ 双方の住民票 (申込締切日時点で1年以上の別居している事が確認できるもの) ・ 事件係属証明書 (家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている証明書)	市役所等  裁判所	
	事実婚 (パートナーシップ含む) の関係に該当する世帯	以下のいずれかの書類 ア それぞれの戸籍謄本、1年以上の同居 (申込み締切日時点) が確認できる世帯全員の続柄記載の住民票、事実婚 (パートナーシップ) 関係申立書 (P31)	市役所等 及び 本人	
		イ パートナーシップ制度導入市町村の発行する受理証、事実婚 (パートナーシップ) 関係申立書 (P31)		
	同居予定者が別世帯の場合	戸籍謄本 (続柄を確認するため)	市役所等	
	現在婚約中の方	それぞれの戸籍謄本 (配偶者がいないことを確認するため)	市役所等	
		婚約の証明書 (P31) ※入居可能日の前日までに入籍したことが確認できる書類 (婚姻受理証明書、戸籍謄本、住民票等) を提出してください。	本人	
配偶者のいない成人	戸籍謄本 (配偶者の死亡等が確認できるもの)	市役所等		
単身で申込み方	以下のすべての書類 ア 戸籍謄本 (配偶者の有無が確認できるもの)	市役所等		
	イ 単身入居の入居者資格認定のための申立書 (P27 ~ P28)	本人		



公共事業	公共事業により住宅が除却される世帯	以下のいずれかの書類 ア 埼玉県が公共事業を施行することに伴い、住宅を除却されることが決定したことを証明する書類 イ 都市計画事業等の施行に伴い、住宅を除却されることが決定したことを証明する書類 ウ 土地収用法等に基づく事業の執行に伴い、住宅を除却されることが決定したことを証明する書類 エ 県営住宅建替事業等が決定していることに伴い、県営住宅を除却されることが決定したことを証明する書類 オ 住宅地区改良法に基づく不良住宅であることを証明する書類	各関係機関	6
	借上型県営住宅の借上期間満了世帯	県営住宅の建物所有者と埼玉県の賃貸借契約が2年以内に満了となる借上型県営住宅に住んでいる世帯 ※入居期間が2年以内で満了となる世帯ではありません。 (対象となる方は埼玉県住宅供給公社で確認するため、書類の提出は不要です)	—	8
	特別県営住宅等の建替えに伴う移転世帯	以下のすべての書類 ア 建替え事業が決定していることを証明した、建替え担当部署の長が発行する書類 イ 申込時点での月額家賃を証明した、担当部署の長が発行する書類 ウ 建替え後の本来家賃を証明した、担当部署の長が発行する書類 ※イ・ウの書類は減免措置等をしていないもの	各関係機関	5
災害	災害により住宅が滅失した世帯	市町村が発行する住宅の滅失を証明する書類 (罹災証明書)	市役所等	7
近居	近居支援世帯	ア 必ず提出を要する書類 ・住民票（県営住宅に申込みない側の世帯の世帯全員で、続柄の記載のあるもの） ・戸籍謄本（親子別戸籍の場合は双方のものが必要）	市役所等	9
		イ 以下のいずれか該当するほうの書類が必要です。 [孫の世話の場合] ・子育て申告書（P29）	本人	
		[介護・看護の場合] ・介護・看護等申告書（P30） ・介護・看護等を証明する書類（要介護認定が記載された介護保険被保険者証、医師の診断書など）	本人及び各関係機関	

## 【資料】 個人情報の取り扱い

埼玉県住宅供給公社がお客様の個人情報をお預かりする場合は、下記利用目的等の通知又は公表を行ったうえで、利用目的の達成に必要な範囲で収集いたします。また、保有するお客様の住所・氏名等の個人情報は、公社個人情報保護方針に則り、適切に取り扱います。

### 記

1. 個人情報の利用目的
  - ① 県営住宅等の申込み、入居、収納、修繕、退去等の業務
  - ② 各種情報及び連絡事項のご連絡のご案内
  - ③ 各種アンケートのお願い
  - ④ 調査・統計資料の作成
  - ⑤ その他住宅等の管理上必要な場合
2. 個人情報提供の任意性  
申込み書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。
3. 個人情報の第三者提供  
当公社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。
4. 個人情報の預託  
当公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。
5. 個人情報の利用目的の通知及び開示等のお求めの手続き  
当公社は、本人又は本人から依頼された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しております。なお、お求めの際は各種請求書を提出していただきます。

個人情報問合わせ・相談窓口 TEL 048 - 829 - 2863 FAX 048 - 824 - 3786 メールアドレス <a href="mailto:privacy@saijk.or.jp">privacy@saijk.or.jp</a> 個人情報保護管理責任者 事務局長 代表者 理事長 庄司 健吾
--

## 【資料】 資格審査時提出書類

- ・ 該当される方は切り取ってご利用ください。
- ・ 申込み時には必要ありません。

名称	目的	参照 P
給与支払証明書	令和7年1月2日以降に現在の職場に就職した	P24
事業所得等収支明細書	令和7年1月2日以降に自営業を開業した方等	P25
退職証明書	令和7年1月2日以降に退職し、現在無職の方	P26
在職証明書	県外居住者で県内に勤務場所のある方	P26
単身入居の入居者資格認定のための申立書	単身住宅または単身車イス住宅に申し込みをした方	P27~P28
子育て申告書	近居支援（孫の世話の場合）を申告された方	P29
介護・看護等申告書	近居支援（介護・看護の場合）を申告された方	P30
事実婚（パートナーシップ）関係申立書	事実婚（パートナーシップを含む）の關係に該当する方	P31
婚約の証明書	現在婚約中の方	P31

※令和7年1月2日以降に現在の職場に就職した方に提出していただくものです。

## 給与支払証明書

氏名		採用 年月日	年 月 日	職種		扶養家族	人
年 月	給 与	賞 与	時間外勤務手当	その他の手当	月 計		
年 月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
合 計							

上記のとおり給与を支給したことを証明します。 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

名称及び代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

●記載上の注意……………給与支払者様へ

- ア 直近の支給からさかのぼった1年間（勤務が1年に満たない場合は、その該当月だけ）を記入してください。（前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。）
- イ 就職後1ヶ月に満たない場合は、今後1年間の推定年間給与合計を算出してください。
- ウ 記載事項は給与の原簿からペン又はボールペンで正確に転記してください。
- エ 記載を必要としない欄は斜線を引いてください。
- オ 訂正箇所には必ず訂正印を押してください。
- カ 通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。



※令和7年1月2日以降に退職し、現在無職の方に提出していただくものです。

## 退職証明書

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

住所

氏名

上記の者は、 年 月 日付けで退職した  
ことを証明します。

年 月 日

証明者

住所

名称

代表者名

印

電話番号

※県外居住者で県内に勤務場所のある方に提出していただくものです。

## 在職証明書

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

住所

氏名

上記の者は、 年 月 日より当社に  
在職していることを証明します。

勤務地住所：

年 月 日

証明者

住所

名称

代表者名

印

電話番号

※この申立書は単身住宅又は単身車イス住宅に申込みをした方に資格審査時に提出していただく書類です。

様式第8号（第24条関係）

## 単身入居の入居者資格認定のための申立書

氏名	生年月日	大正・昭和・平成	年 月 日生( 歳)	男・女
現住所				

《該当するものに丸印を付け、又は記入欄に記入してください。》

1. あなたは単身で日常生活を営むうえで、何らかの介護（介助・援助）を必要としますか。

- ①必要とする      ②必要としない

※下記の質問「4」に掲げる項目に照らしてお答えください。

◎上記1で「必要としない」とお答えになった方は、最後の5の親族に関する事項のみ、お答えください。

2. 現在のあなたのお住まい等状況についておたずねします。

(1) あなたの現在のお住まい等は

- ①住宅      ②施設・病院等      ③その他（具体的に )

(2) 住宅にお住まいの方におたずねします。

・あなたの住んでいる居室の階層は

- ①1階      ②2階（エレベーターの有無：有・無）

- ③3階以上（エレベーターの有無：有・無）

・同居している方は

- ①いる      ②いない

(3) 施設・病院等に入っておられる方におたずねします。

・施設、病院等の名称は ( )

- ・施設、病院等の種類は ①特別養護老人ホーム      ②障がい者療護施設      ③病院・診療所  
④その他 ( )

・現在の施設、病院等から県営住宅への移転を希望する理由をご記入ください。

( )

3. 現在のあなたの心身の状況等についておたずねします。

(1) 介護保険法による市町村の認定を ①受けている      ②受けていない

市町村の認定を受けている場合はその内容（要支援、[要介護1、2、3、4、5]）

(2) 日常生活において何か福祉器具を使用していますか。

- ①使用している      福祉器具の種類 ( )      ②使用していない

4. あなたの現在の日常生活における介護（介助・援助）の状況等についておたずねします。

次ページ表中の該当する欄に丸印を記入してください。

また、介護（介助・援助）が必要な場合は、現在受けている介護（介助・援助）の内容、入居申込をした県営住宅において受ける予定の介護（介助・援助）の内容等について、具体的に記入してください。

項 目		① 現在の日常生活において介護(介助・援助)を必要としていますか			② ①において介護が必要と答えた場合、現在の介護(介助・援助)をどこから受けていますか			③ ①において介護(介助・援助)が必要と答えた場合、県営住宅に入居したときにどこから介護(介助・援助)を受ける予定ですか		
		不 必 要	一 部 必 要	全 部 必 要	介護保険 による 居宅サー ビス	介護保険以外による 介助・援助		介護保険 による 居宅サー ビス	介護保険以外による 介助・援助	
						公的機関(市 町村、保健所、 支援センター など)	民間(ボラン ティア団体、 NPO、親族 など)		公的機関(市 町村、保健所、 支援センター など)	民間(ボラン ティア団体、 NPO、親族 など)
基 本 的 な 動 作	居宅における 移動									
	食 事									
	お 風 呂									
	ト イ レ									
	着 替 え									
そ の 他	炊事・洗濯・ 掃除など、ふ だんの家事									
	相 談									
	見 守 り									

○現在受けている介護(介助・援助)について内容、頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

( )

○現在受けている医療(訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など)があり、それについて知らせておきたいことがあれば、その具体的な内容をご記入ください。

( )

○入居申込みをした県営住宅において受けることを予定している介護(介助・援助)について、内容、頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

( )

5. 生活の相談ができる親族(2名)の氏名、住所、年齢、電話番号、続柄をご記入ください。

氏 名	住 所	年 齢	電 話 番 号	続 柄

以上の申立のとおり相違ありません。

また、埼玉県住宅供給公社が単身入居者資格の認定を行なうに際し、市町村(福祉主管部局等)に意見を求める必要がある場合において、埼玉県住宅供給公社が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村(福祉主管部局等)に情報提供することに同意します。

年 月 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

氏 名

## 子育て申告書

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

申告日 年 月 日  
 申告者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 連絡先 \_\_\_\_\_

私は、県営住宅等の入居の申込みを行うに当たり、親から受ける子の世話の状況について、下記のとおり申告します。

### 記

世話を受ける申告者の子（孫）の氏名			
世話をする申告者の親（祖父母）の住所			
世話をする申告者の親（祖父母）の氏名		続柄	
世話を必要とする理由	1	申告者が仕事をしているため	
	2	申告者が障がい者である又は病気等の事情があるため	
	3	申告者が同居家族（障がい者である又は病気等の事情がある）の世話をしているため	
	4	その他（ ）	
世話の日数	一週間当たり	日	
世話の時間	一日当たり	時間（	時 分～ 時 分）
具体的な世話の内容			
世帯間の距離 （子世帯と親世帯の住宅間の距離を記入してください。）	現在の距離	約（	） km
	入居後の距離	約（	） km

※添付書類：戸籍謄本、住民票の写し等

## 介護・看護等申告書

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

申告日 年 月 日

申告者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

私は、県営住宅等の入居の申込みを行うに当たり、介護・看護等の状況について、下記のとおり申告します。

### 記

介護・看護等をする者の氏名			
介護・看護等を受ける者の住所			
介護・看護等を受ける者の氏名・続柄		続柄	
介護・看護等を必要とする理由	身体障がい者手帳 級	精神障がい者手帳 級	
	みどりの手帳 度		
	介護保険手帳・介護認定 要介護（ ） 要支援（ ）		
	その他（病名 ）		
介護・看護等の状況	食事	・一人でできる・一部介助・全介助	
	入浴、洗顔等	・一人でできる・一部介助・全介助	
	排泄	・一人でできる・一部介助・全介助	
	炊事、洗濯、買い物等	・一人でできる・一部介助・全介助	
	特別な医療、介助等	・無 ・有（ ）	
介護・看護等の日数	介護・看護等に当たっている日数	一週間当たり	日
	通院・通所に付添う日数	一週間当たり	日
介護・看護等の時間	一日当たり	時間（ 時 分～ 時 分）	
具体的な介護・看護等の内容			
世帯間の距離 （子世帯と親世帯の住宅間の距離を記入してください。）	現在の距離	約（ ）	km
	入居後の距離	約（ ）	km

※添付書類：戸籍謄本、住民票の写し、介護・看護等が必要なことを証明するもの（介護保険被保険者証、診断書等）

※事実婚（パートナーシップを含む）の方に提出していただくものです。  
様式第7号(2)（第23条関係）

## 事実婚（パートナーシップ）関係申立書

年 月 日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

私達は、婚姻と同様の意思をもって、婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしている関係であることを申し立てます。

申立者

住所

氏名

住所

氏名

（注）・双方に配偶者がおらず、かつ住民票で1年以上の同居（申込み切日時点）が確認できること又は、パートナーシップ制度導入市町村の発行する認証の取得者

※現在婚約中の方に提出していただくものです。  
様式第7号(1)（第23条関係）

## 婚約の証明書

年 月 日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

下記兩名は 年 月 日婚約成立し、  
年 月 日入籍予定であることを証します。

申込者

住所

氏名

婚約者

住所

氏名

証明する者

住所

氏名

（注）・入居可能日の前日までに婚姻の届出をして下さい。  
・証明する者欄には第三者の方の署名が必要です。